

防災だより

平成 26 年 4 月 第 2 2 号
下田市地域防災課防災係
0558-36-4145

自分自身を守るために、出来ることから始めましょう！

減災はやればできる！

『減災』とは、災害後の対応よりも事前の対応を重視し、自分たちで出来ることから取り組んで、少しでも被害の軽減をはかるようにすることです。ちょっとした工夫や、気づきが災害を軽減します。

自らの備えや日ごろの訓練など、みんなで力を合わせ地域の安全をより確かなものにしていきましょう。

日ごろの備えはだいじょうぶですか？

出典(地震防災ガイドブック:静岡県地震防災センター)

今すぐ出来る事からはじめましょう！

非常持ち出し用品・備蓄品のチェック
をしましょう。

非常持ち出し品は、家族構成を考えて必要なものを用意しましょう。定期的に点検をし、いつでも非常用品を持ち出せるようにしましょう。

備蓄品として最低限の食料・飲料水を
準備しましょう。

行政による食料等の援助が行われるまでに、数日かかることがあります。

最低でも3日間、できれば1週間分の飲料水と食料を準備してください。

保存期間の長いものを選び、定期的に交換しましょう。

1) 非常持ち出し品チェックリスト(例)



2) 備蓄品チェックリスト(例)



H26年度もヘルメット・救命胴衣の購入費補助金制度を継続しています。

地震や津波、大雨や暴風などの自然災害から、自らの身を守るためのヘルメットや救命胴衣を購入する場合に、その購入に掛かる費用の一部を補助する制度です。

非常用品・備蓄のチェックとともに、ぜひこの機会に購入を考えてみませんか？

【補助対象】 「自然災害から身を守ること」を目的に購入するものが、対象となります。

	対象となるもの	対象とならないもの
ヘルメット	・労働安全衛生法に定められた一定の規格を満たした保護帽 ・日本工業規格(JIS)の認証を受けた自転車用ヘルメット	・左欄の条件を満たしていないもの ・業務に使用するためのもの ・通学に使用するためのもの ・全体的に通気用の穴が設けられている自転車用ヘルメット など
救命胴衣	・国土交通省が定める「ライフジャケット等の型式承認試験基準」の承認を受けた救命胴衣	・業務に使用するためのもの ・釣り、水上バイクなどの趣味活動中の身を守ることを目的としているもの など

【補助対象者】 下田市に住民登録されている方は、皆さん対象となります。

【補助額】 購入する物1つにつき2,000円。ただし、2,000円未満の物の場合は、その金額。

【補助回数】 1人につき、それぞれ1回。お子様の物については例外があります。

【申請等】

1) 申請者

使用する本人による申請を原則としますが、世帯主が世帯員の物をまとめて購入する場合などは例外となります。

2) 手続きの流れ

購入する前に手続きが必要となりますので、ご注意願います。

申請書の提出 決定通知書の受理 **補助対象物の購入** 補助金請求書の提出

3) 申請に必要な物

印鑑、身元のわかる物(免許証、保険証など)、購入する物がわかる書類(製品パンフレットなど。写しも可)

お知らせ

平成26年8月31日に、静岡県賀茂地域総合防災訓練を行います。

訓練に伴い、訓練会場となります下田市民文化会館、敷根公園等において、ご利用を制限させていただきます。

利用者の皆様には、ご迷惑をおかけすることとなりますがご了承ください。

問合せ先

〒415-8501 下田市東本郷1丁目5番18号 下田市地域防災課防災係
TEL 0558-36-4145 FAX 0558-22-3910